

令和元年度かすみがうら市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての機関に適用する。

3 調達対象施設

調達の対象となる施設は、障害者就労施設等とする。

4 調達対象物品等

調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等から調達を行う全ての物品等とする。

5 調達目標額

調達の目標額は、907千円以上とする。

6 調達推進方法

障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、円滑に障害者就労施設等へ発注することができるよう努めるものとする。

7 調達実績の公表

調達の実績は、当該年度終了後に概要をとりまとめ、市のホームページ等で公表する。